

接続約款変更認可申請書

西設相制第100/4号
平成26年5月20日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

第3章 協定の締結手続き等

第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き
(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)
第34条の10 協定事業者は、同一の光配線盤に終端し現に利用している2の光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないもの)に限り、以下2の条及び次条において同じとします。別表3(光信号端末回線第7-6のテープ分散状況調査申込書により、これらの光信号端末回線がテープ分散(2の光信号端末回線第7-6のテープ分散に分散して収容している状態をいいます。以下同じとします。)されているか否かの調査の申込みを行うことができます。当社は、テープ分散状況調査申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって申込みの受け付けとし、別表3様式第7-7のテープ分散状況調査回答書により回答します。

2 接続申込者は、第10条の2(事前照会)第1項の規定により同条第2項第8号に規定する情報の提供を請求する際に、次の各号に規定する調査のいずれかを併せて申込むことができます。

(1) 事前照会申込みにより指定する光配線盤に終端する1の光信号端末回線について、その光配線盤に終端し現に利用している1の光信号端末回線とのテープ分散による接続の可否

(2) (略)

3 接続申込者は、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)の規定により、光信号端末回線との接続の申込みを行う際に、テープ分散による接続を要望(テープ分散が不可である場合にはテープ分散によらないで接続することを予め承諾するものとします。)することができます。この場合において接続申込者は、次の各号に規定する調査のいずれかを併せて申込むものとします。

(1) 接続申込みにより指定する光配線盤に終端する1の光信号端末回線について、その光配線盤に終端し現に利用している1の光信号端末回線とのテープ分散による接続の可否

(2) (略)

第3章 協定の締結手続き等

第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き
(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)

第34条の10 協定事業者は、同一の光配線盤に終端し現に利用している2の光信号端末回線(2の光局外スプリッタを含むもの)の同士の組み合わせ又は1の光局外スプリッタを含むものと1の光局外スプリッタを含むものの組み合わせに限ります。以下この条において同じとします。)について、別表3(様式)様式7-6のテープ分散状況調査申込書により、これらの光信号端末回線がテープ分散(2の光信号端末回線を異なるテープに分散して収容している状態をいいます。以下同じとします。)されているか否かの調査の申込みを行うことができます。当社は、テープ分散状況調査申込書に必要な事項が記載されていることを確認した時をもって申込みの受け付けとし、別表3様式7-7のテープ分散状況調査回答書により回答します。

2 接続申込者は、第10条の2(事前照会)第1項の規定により同条第2項第8号に規定する情報の提供を請求する際に、次の各号に規定する調査のいずれかを併せて申込むことができます。
(1) 事前照会申込みにより指定する光配線盤に終端する1の光信号端末回線について、その光配線盤に終端し現に利用している1の光信号端末回線(事前照会申込みにより指定する光信号端末回線が光局外スプリッタを含むものである場合は、光局外スプリッタを含むものに限ります。)とのテープ分散による接続の可否
(2) (略)

3 接続申込者は、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)の規定により、光信号端末回線との接続の申込みを行う際に、テープ分散による接続を要望(テープ分散が不可である場合にはテープ分散によらないで接続することを予め承諾するものとします。)することができます。この場合において接続申込者は、次の各号に規定する調査のいずれかを併せて申込むものとします。
(1) 接続申込みにより指定する光配線盤に終端する1の光信号端末回線について、その光配線盤に終端し現に利用している1の光信号端末回線(接続申込みにより指定する光信号端末回線が光局外スプリッタを含むものである場合は、光局外スプリッタを含むものに限ります。)とのテープ分散による接続の可否
(2) (略)

料金表
第1表 接続料金
第2 手続費
2 手続費の額
2-1 手続費

料金表
第1表 接続料金
第2 手続費
2 手続費の額
2-1 手続費

区 分		単位	手続費の額	備 考
(34) テーブル分散による光信号端末回線の確認及びテーブル分散可否調査費	ア 第34条の10(光信号端末回線のグループ分散に係る接続の確認及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用	1 区間ごと	(略)	
	イ 第34条の10(光信号端末回線のグループ分散に係る接続の確認及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用	1 区間ごと	2,745 円	
(34) テーブル分散による光信号端末回線の確認及びテーブル分散可否調査費	ウ 第34条の10(光信号端末回線のグループ分散に係る接続の確認及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用	1 区間ごと	(略)	併せて第23欄に掲げる費用を支払います。
	エ 第34条の10(光信号端末回線のグループ分散に係る接続の確認及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用	1 区間ごと	2,604 円	

(34) テーブル分散による光信号端末回線の確認及びテーブル分散可否調査費	ア 第34条の10(光信号端末回線のグループ分散に係る接続の確認及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用	1 区間ごと	(略)	
	イ 第34条の10(光信号端末回線のグループ分散に係る接続の確認及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用	1 区間ごと	(略)	併せて第23欄に掲げる費用を支払います。
(34) テーブル分散による光信号端末回線の確認及びテーブル分散可否調査費	ウ 第34条の10(光信号端末回線のグループ分散に係る接続の確認及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用	1 区間ごと	(略)	
	エ 第34条の10(光信号端末回線のグループ分散に係る接続の確認及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用	1 区間ごと	2,604 円	

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。
